

交番速報

野外での火の取扱いに注意！

◎令和7年に発生した山火事の被害状況

発生件数：27件（前年比6件減）

被害面積：3,702.21ha（前年比3,502.56ha増）



【火入れ】

森林又はその周囲1kmの範囲内で立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為で、**市町村長の許可が必要！**

火入れ許可の対象（森林法第21条）

造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、牧草の改良のため

【野焼き】

枯れ草や廃棄物を焼却する行為で、**原則禁止！**

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）

例外として

●農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

●たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの
市町村等の条例により、行為前に消防署への「火災とまぎらわしい発煙の届け出」が必要



林野火災警報発令時は火入れも野焼きも禁止！

（違反した場合30万円以下の罰金または拘留 消防法第22条及び44条）

八幡平幹部交番

TEL 0195-76-2011